

## 不燃物(金属類)混入で南有馬クリーンセンターが困っています

環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644 または  
衛生業務課(衛生センター庁舎) ☎73-6645



不燃物が詰まり破損した焼却炉の部品



搬入された不燃物

南有馬クリーンセンターでは、可燃ごみへの不燃物(金属類)混入による焼却炉の故障が多発しています。搬入する際、搬入物検査を行っていますが、すべての搬入車両を検査することは困難なため、誤って投入された不燃物が故障の原因となっています。

故障すると、焼却炉を停止して復旧することになりますが、多額の費用と時間がかかります。このような故障を起こさないためには、「**ごみを出す一人ひとりがごみの分別、排出ルールを守る**こと」が最も重要です。絶対に、可燃ごみに不燃物が混入しないよう、正しい分別で排出してください。

## 軽自動車などの名義変更(売買・譲渡)や廃車の手続きはお済みですか?

税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

### 4月1日現在の所有者に軽自動車税(種別割)がかかります

軽自動車やバイクなどを**他人に譲ったりスクラップ(解体処分)にしても、名義変更や廃車の手続きを済ませないと、そのまま(4月1日現在の所有者に対して)税金がかかります。**

そのため、右記の場所で早めに手続きを行ってください。

対象車両	手続き場所
●125cc以下のバイク ●小型特殊自動車	南島原市役所税務課または各支所 ☎73-6642
●軽自動車	軽自動車検査協会 長崎事務所 ☎050-3816-1755
●125ccを超えるバイク	九州運輸局 長崎運輸支局 ☎050-5540-2083

※年度末は混雑が予想されます。

### 県外で名義変更や廃車の手続きをされた人へ

「長崎」ナンバーの車両を県外で名義変更や廃車の手続きをしたときは、これまで課税されていた市で「税止めの手続」が必要となります。「税止めの手続」をしないと軽自動車税の納税通知書が元の持ち主に届いてしまい、**思わぬトラブルの原因**となることがあります。

※ただし、軽自動車検査協会などへ委託する場合は必要ありません。

## 令和4年度 南島原市奨学生募集

教育総務課(南有馬庁舎) ☎73-6701

南島原市奨学資金貸付制度は、市内に住所を有する人の子どものなどで、学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的な理由で修学が困難な学生に学資を貸与し、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的としています。

### ●募集期間

**4月1日(金)～5月31日(火)**

※書類は3月1日(火)から配布します。

### ●貸付を受ける人の条件

①経済的理由により、修学が困難であること(所得金額の基準を設けています)。

例：世帯人員4人の場合→大学など229万円以下、高等学校など206万円以下

②人物、学業とも奨学生としてふさわしいこと(学力の基準を設けています)。

例：成績証明書から算出される成績平均が5段階評価で、おおむね3.0以上

③貸付金の償還能力を有し、本市内に居住する保証人が存在すること。

※所得および学力の基準は目安ですので、基準外でも審査により認められる場合があります。

### ●奨学金の貸与額

区分	貸与額(月額)
高等学校 (国立海上技術学校を含む)	30,000円以内
大学 (短大および大学院を含む)	50,000円以内
高等専門学校	50,000円以内
専修学校 (2年以上の専門課程に限る)	50,000円以内
農業大学校・海技大学校・海上技術短期大学校	50,000円以内

奨学金は、毎月、本人に貸与します。ただし、新規採用者の初回貸与は4～7月分をまとめて7月末に貸与する予定です。また、貸与する奨学金は無利子です。

### ●申請書類

申請に必要な書類は教育総務課および教育振興班(加津佐公民館、口之津公民館、北有馬ピロティ文化センター日野江、西有家総合学習センターカマス、ありえコレジヨホール、布津公民館、深江公民館)に備えています。また、市ホームページでもダウンロードできます。

配布する書類のほかに、在学証明書(進学先の学校が発行)および成績証明書(1年生は直前に卒業した学校、編入生は編入前の学校、2年生以上は在学校のもの)などが必要です。

※今年度卒業予定者の成績証明書は3月中の準備をお勧めします。ただし、すべての成績(評価)が確定してから発行の手続きをしてください。

### ●申請方法

上記の申請書類配布窓口にて申請書類を提出してください。

### ●奨学金の償還方法

当該学校卒業後から6カ月間据え置き、月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択していただきます。償還期間は、貸付を受けた期間の3倍以内の年数(高校で3年の貸付を受けた場合は9年以内、高校・大学と7年の貸付を受けた場合は21年以内)となります。なお、退学およびそのほかの理由により貸付を廃止された場合は3年以内に償還していただきます。

### ●ほかとの併願・併給

ほかの奨学金制度との併願・併給は可能です。

### ●南島原市奨学資金償還補助金について

本市の奨学資金を借りて学校を卒業した後、市内に居住し、就労していることなどの条件を満たすと、償還した奨学金の2分の1以内の金額が補助金として交付されます。卒業後の進路として、南島原市内への定住をご検討ください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。教育総務課までお問い合わせください。